

地域産業保健センター をご活用ください！



地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場の事業者の方や労働者の方を対象として、労働安全衛生法で定められた意見聴取などについて、“無料”で産業保健サービスを提供しています。

① 健康診断結果についての医師からの意見聴取（労働安全衛生法第66条の4で義務付）

労働安全衛生法に基づく健康診断で、異常の所見があった労働者に関して、その健康を保持するために必要な措置について、産業医から意見を聴くことができます。

② 長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導（労働安全衛生法第66条の8、10で義務付）

時間外労働が長時間に及び労働者やストレッチの結果、高ストレスであるとされた労働者に対し、産業医が面接指導を行います。

事業者は、時間外・休日労働が1月80時間を超える長時間労働者やストレスチェック結果、高ストレスであり面接指導が必要であると判定された者から申出があれば、医師による面接指導を行わなければなりません。

③ 保健指導

職場で実施した健康診断の結果、「血中脂質検査」「血圧検査」「血糖検査」「尿中の糖の検査」「心電図検査」の項目に異常の所見のあった労働者に対し、産業医又は保健師が日常生活面での指導や健康管理に関する情報提供などを行います。

④ 個別訪問指導

希望により、産業医や保健師又は労働衛生工学専門員が事業場を訪問し、当該事業場の状況を踏まえた総合的な労働衛生管理の助言・指導を行います。（作業環境管理等）

⑤ メンタルヘルスの相談・指導

メンタルヘルス不調を感じている労働者に対し、産業医又は保健師による相談・指導を行います。

⑥ 産業保健に関する情報提供

産業保健に関係する機関・資料など、各種の情報を提供します。



